

社会福祉法人 展寿会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人展寿会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等への出席)

第3条 役員が理事会に、評議員が評議員会に、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会にそれぞれ出席したときは、別表1により報酬を支払うこととし、その交通費は法人旅費規程第14条の規程を適用する。

(役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬は、一人あたりの各年度の総額が10万円を超えない範囲で支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により、旅費及び日当等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(適応除外)

第7条 本法人が経営する施設等の役職員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

【附則】

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月2日から施行する。

別表 1 会議出席報酬

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円

別表 2 業務報酬

名 称	報 酬
役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員 業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	30,000円